

包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として
措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

横浜市報定期第 95 号 別冊

総コ第 302 号
令和 4 年 2 月 7 日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄 様

横浜市長 山中 竹春



包括外部監査の結果に基づく措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたので、その旨を別添のとおり監査委員に通知します。

担 当：総務局コンプライアンス推進室
電 話：671-2329
e-mail：so-comp@city.yokohama.jp

包括外部監査(市長部局)

No	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	内容	措置の内容等
1	R02	環境創造局	意見7	54	経理経営課 (使用料出納担当)	事業者のその他汚水に関する使用水量の確認について	水道汚水に関する使用料は市側で検針員がメーター検針することによる徴収であること、家事用のその他汚水に関する使用料は市側で世帯人数を確認することを伴う徴収であることとの整合的な対応の観点に鑑み、あるいは、その他汚水に関する使用料収入において、その多くは事業者によるものと考えられる重要性の観点も勘案し、事業者のその他汚水に関する使用料についても、市側で確認してモニタリングする仕組みがある方が望ましい。 対応策の一環として、一部の使用者に使用水量の自己申請と併せてメーター検針時の写真添付を求める対応を試行し、減量認定制度の適用事業者については5年に1度の更新時の現場確認を実施しているとのことであり、効果が期待されるが、すべての使用者が対象となり得る定期的な現場確認を行って、適切な自己申請がされているか事後調査して捕捉する対応等も取り入れ、より直接的にモニタリングの実効性強化を図ることも考えられる。	適切な自己申告がなされているかについて、その他汚水の使用水量報告を行っている事業者に対し、令和3年5月から現地確認の実施や、メーター検針時の写真と使用水量報告書の突合を開始しました。
2	R02	環境創造局	意見8	57	経理経営課 (使用料担当)	事業者の水道水以外の水に係る下水道使用状況のモニタリングについて	公共下水道の使用状況が適時適切に把握されないことにより、事案の判明時には既に債権の請求権が時効を迎えていたり、債権額が積み上がって回収リスクが大きくなっていたりすることが考えられること、市の「未収債権整理促進のための取組方針」として「滞納発生の未然防止」が定められている趣旨も鑑み、使用状況をモニタリングする対策は重要と考えられる。 当該モニタリングの対応策として、事業用の井戸掘削のための届出情報との連携を開始しているとのことであり、効果が期待されるが、その他汚水に関する使用料収入において、その多くは事業者によるものと考えられる重要性の観点も勘案し、大きい滞納案件の発生やその特徴を踏まえ、対策を継続的に講じることにより、モニタリングの実効性を図ることが望ましい。	滞納につながる井戸からの排水の確認のため、井戸掘削の届出情報や市民からの情報提供を中心に令和3年10月から現地調査を開始しました。今後も引き続き、適時適切な状況把握に努め、現地調査等の対応を継続していきます。
3	R02	環境創造局	意見18	145	下水道事業マネジメント課 総務課	BCPの実効性確保の方策について	② 被災時の情報伝達体制が適切に構築されているか ③ 参集率の算定が適切になされているか ④ 災害に係る対策業務、優先度の高い通常業務の必要人員数が算定されているか 上記②～④で問題提起した被災時の情報伝達体制、参集率の算定方法、必要人員数の算定方法については環境創造局独自で決められる事項ではないが、災害の際に実際にBCPを遂行する部門として、指針策定部門への提案、協議等を行うことが、BCPの実効性をより高める観点から望ましいと考えられる。	下水道BCPの実効性を高めるため、令和3年11月に地震・津波による災害を想定した下水道BCP図上訓練を行い、指針策定部門に評価者として参加していただき、総括的な点検結果の共有を行いました。 評価者(指針策定部門)からは、迅速な情報共有を行っていることや膨大な作業内容を限られた人数で優先順位をつけながら適切に対応している旨、講評をいただきました。